

# 沖縄県立 陽明高等学校・陽明高等支援学校PTA会則

## 第1章 総則

**第1条** (名称) 本会は、沖縄県立陽明高等学校PTAと称し事務所を住所：沖縄県浦添市字大平488番地 沖縄県立陽明高等学校内におく。

**第2条** (会員) 本会は、本校（沖縄県立陽明高等学校、沖縄県立陽明高等支援学校及び沖縄県立沖縄高等特別支援学校陽明高等学校分教室、以下同じ）生徒の保護者、教職員並びに本会の趣旨に賛同する者を会員とする。

## 第2章 目的と活動

**第3条** (目的) 本会は、本校教育の発展を図るため、学校と家庭及び地域社会とが協力し、学校教育の効果的な推進、生徒及び会員の福祉を増進し、もって生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

**第4条** (活動) 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 本校教育の振興と発展に関すること。
- (2) 学校内外の教育的環境の整備、生徒の進学、就職指導に関すること。
- (3) 生徒及び会員の福利厚生に関すること。
- (4) 保健衛生、並びに体位向上に関すること。
- (5) 校外における生徒指導に関すること。
- (6) 関係機関、団体と連絡、提携を密かにし、本会の発展及び会員の研修に関すること。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

## 第3章 役員

**第5条** (役員) 本会に次の役員をおく。

- (1) 顧問 (校長) (2) 会長1名 (3) 副会長5名 (T2名・P3名) (4) 幹事3名
- (5) 各専門部長1名、副部長2名 (T1名・P1名) (6) 評議委員 (各クラスから若干名)
- (7) 各学年委員長1名、副委員長2名 (T学年主任1名・P1名)
- (8) 各学級委員長1名、副委員長2名 (T学級担任1名・P1名)
- (9) 監査委員3名 (T1名・P2名) (10) PTA事務局 (教務部渉外係・PTA事務職員)
- (11) 相談役をおくことができる。

**第6条** (役員を選出) 役員を選出は、次の方法によって行う。

- (1) 校長は、本会の顧問とする。
- (2) 会長・副会長および監査委員は、評議委員会で選出し、総会の承認を得る。但し副会長5名のうち2名は本校教頭をあてる。
- (3) 幹事は、教職員の中から学校が推薦し、会長が委嘱する。
- (4) PTA会計は、運営委員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (5) 専門部長及び副部長は、各部で選出し会長が委嘱する。
- (6) 学年の正・副委員長は各学年委員会で、学級の正・副委員長は各学級で、それぞれ選出し会長が委嘱する。

**第7条** (役員の仕事) 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 顧問は、会長の相談及び各委員会に出席することができる。
- (2) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (4) 幹事は、会長の命により会務を掌理する。
- (5) PTA会計は、経理、庶務を掌理する。
- (6) 部長はそれぞれの部の会務を掌理する。
- (7) 副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代行する。
- (8) 評議委員は会長の諮問に応じ、本会の事業を審議する。
- (9) 監査委員は、本会の会計を監査する。

**第8条** (役員の仕事) 役員の仕事は1年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 機関

**第9条** (総会) 本会の議決機関は総会とし、緊急の際は評議委員会をもって総会にかえることができる。但し、評議委員会で議決した事項については定期総会において報告する。

2 総会は毎年1回とし1学期中に開く。但し、臨時に開催することができる。

**第10条** (総会の議決事項) 総会の議決事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の制定及び改廃。
- (2) 会長・副会長及び監査委員の承認。
- (3) 予算案及び決算の承認。
- (4) 活動計画の承認。
- (5) その他、必要と認める事項。

**第11条** 本会の会議は会長が招集し、議長団を選出して議長が議事を進行する。

2 議事は出席者の過半数の同意により議決され、可否の同数の場合は議長が決める。

**第12条** (評議委員会) 評議委員会は、顧問、正副会長、幹事、P T A会計、各専門部正副部長、各専門部員、各学年正副委員長、各学級正副委員長で構成し、総会に次ぐ決議機関であって必要に応じ会長がこれを招集する。

2 評議委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則及び規定の制定、改廃案の審議決定に関する事項。
- (2) 予算案及び決算の審議決定に関する事項。
- (3) 総会への会務報告及び提出事項の作成に関する事項。
- (4) 会長、副会長、監査委員候補者の推薦。
- (5) 補正予算の承認。
- (6) 表彰者の審議、決定。
- (7) 総会に付議する事項。
- (8) その他、他の機関に属さない重要な事項。

**第13条** (役員会) 役員会は、顧問・正副会長・代表幹事・総務部長及びP T A会計で構成し、本会の企画運営にあたる。

2 役員会は、会長が招集する。

**第14条** (運営委員会) 運営委員会は、顧問、正副会長、幹事、P T A会計、各専門部長、各学年委員長で構成し、各部各学年事業の執行及び調整する組織とし、会長が必要に応じて招集する。

2 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 会則及び規定の制定、改廃案の作成。
- (2) 予算案の作成、補正予算の審議。
- (3) 評議委員会への議案作成。
- (4) 表彰者の選考。
- (5) 活動、会計報告。
- (6) 部会、学年委員会から提出された事項を審議決定し、評議委員会に報告する。
- (7) P T A会計の承認。
- (8) その他、緊急を要する事項の審議決定を評議委員会に報告する。

**第15条** (部会) 本会に次の部をおく。

- (1) 総務部
- (2) 進路対策部
- (3) 文化広報部
- (4) 健全育成部
- (5) 環境美化部

**第16条** (専門部会) 各学級で選出された正副委員長及び教師はいずれかの部の構成委員にならなければならない。

2 部会はその目的を達成するために、次の通り部をおき行動する。

- (1) 総務部
  - ①年度活動計画と予算案の作成に関する事項。
  - ②P T A運営の全般的な企画及び庶務に関する事項。
  - ③各部、各学年のP T A間の連絡調整に関する事項。
  - ④P T A会員の研修、親睦、教養の高揚に関する事項。
  - ⑤その他、他の部に属さない事項。

(2) 進路対策部

- ①生徒への学習、進路に関する事項。
- ②保護者への進路情報の提供。

(3) 文化広報部

- ①文化活動に関する事項。
- ②広報に関する事項。

(4) 健全育成部

- ①生徒の保健衛生及び体位の向上に関する事項。
- ②教育環境の整備、浄化及び生徒指導に関する事項。
- ③地域社会の交通安全及び教育隣組に関する事項。

(5) 環境美化部

- ①校内の環境美化に関する事項。
- ②校内の緑化の推進に関する事項。

3 各部会は、必要に応じて部長がこれを招集し議事の運営に当たる。この場合に各部会は他の役職員の出席を求めて、意見を聞くことができる。

**第17条** (学年PTA) 学年PTAは、各学年における各学級の正副委員長及びホームルーム担任をもって構成し、次の活動を行う。

- (1) 学年経営の方針を理解し、援助協力をする事。
- (2) 学級PTAからの意見や要望等について協議し、上部機関に報告、また議決を経て実施する。
- (3) 保護者と教師間の懇談及び親睦に関する事。
- (4) その他、その学年特有な事項に関する事。

2 各学年PTAは、各学年委員長及び学年が協議の上、必要と認めた場合に各学年委員長がこれを招集し、議事の運営に当たる。

**第18条** (学級PTA) 学級PTAは、その学級の生徒、保護者及びホームルーム担任をもって構成し、その活動は前条の規定を準用する。

2 学級PTAは、必要に応じ正副学級委員長及びホームルーム担任が協議のうえこれを招集する。

**第19条** (議決) 本会則に定める会議の議決は、出席者の過半数で議決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## 第5章 会計

**第20条** (経費) 本会の経費は、会費、その他の収入をもってあてる。

2 本会の会費は、各世帯年額9,000円、学校職員年額9,000円とし、納入期間は4月より6月までの3カ月間とする。

3 会費の金額は、評議委員会において審議決定し、総会の承認を受けなければならない。

4 本会の会計は年1回監査委員の監査を受け、評議委員会の審議を経て総会に報告し承認を得なければならない。

**第21条** (支出) 本会の予算に定めるものの他の支出は、会長及び顧問の承認を経て支出する。

**第22条** (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第6章 規定の改廃

**第23条** (改廃の方法) 本会の会則及び規定の改廃は、役職委員がこれを発議し、運営委員会で案を作成し、評議委員会において審議決定のうえ、総会の承認を受けなければならない。

## 第7章 補則

**第24条** (委任) 本会はその運営及び目的達成のため、必要な細目(規定)を評議委員会において定めることができる。

2 前項の場合に、会員に対して金銭的な負担の規定が存するときは総会の承認をうけるものとする。

**第25条** (帳簿) 本会に次の帳簿を備える。

- (1) 会 則
- (2) 役員名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 会計簿
- (5) 承認書類綴
- (6) 記録簿
- (7) その他必要な補助簿

## 附 則

この会則は、昭和54年6月2日から実施し、昭和54年4月1日から適用する。

この改正は、昭和56年5月30日から実施し、昭和56年4月1日から適用する。

この改正は、昭和60年6月1日から実施し、昭和60年4月1日から適用する。  
この改正は、昭和63年6月18日から実施し、昭和63年4月1日から適用する。  
この改正は、平成5年5月23日から実施し、平成5年4月1日から適用する。  
この改正は、平成6年5月21日から実施し、平成6年4月1日から適用する。  
この改正は、平成7年5月20日から実施し、平成7年4月1日から適用する。  
この改正は、平成8年5月18日から実施し、平成8年4月1日から適用する。  
この改正は、平成9年5月24日から実施し、平成9年4月1日から適用する。  
この改正は、平成10年5月16日から実施し、平成10年4月1日から適用する。  
この改正は、平成11年5月15日から実施し、平成11年4月1日から適用する。  
この改正は、平成22年5月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。  
この改正は、平成23年5月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。  
この改正は、平成29年5月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

## 4 特別会計の徴収及び使途に関する規定

**第1条**（目的） この規定は、本校PTAの本旨に基づき本校教育の進展に寄与することを目的とし経済援助を行うものとする。

**第2条**（徴収額） 生徒1人当たりの経費を次の通り徴収する。

- |               |    |         |
|---------------|----|---------|
| (1) 進路指導費     | 年額 | 11,400円 |
| (2) 図書費       | 年額 | 1,200円  |
| (3) 生徒派遣費     | 年額 | 6,000円  |
| (4) バス維持管理費   | 年額 | 3,000円  |
| (5) 学校バス購入積立金 | 年額 | 1,200円  |

**第3条**（進路指導費） 進路指導費は、次の通り支出する。

- (1) 校内実力テスト、校内模擬テストの実施
- (2) 早朝講座、夏期講座、課外講座の受講料
- (3) 進路指導の資料収集
- (4) PTA進路事務の給与
- (5) その他、進路に関すること

**第4条**（図書費） 図書費は、次の通り支出する。

- (1) 学校図書館の図書購入
- (2) 学校図書館用の消耗品購入
- (3) 学校図書館用新聞、月刊誌等
- (4) その他、図書館に関すること

**第5条**（生徒派遣費） 生徒派遣費は、生徒派遣に関する規程生徒派遣費支給準により支出する。

**第6条**（バス維持管理費） バス維持管理費は、次の通り支出する。

- (1) 車検、修理、保険料、その他
- (2) バス購入積立金

**第7条**（運営・執行） この規定に基づく運営並びに執行は顧問（校長）に委任する。

**第8条**（会計監査） 顧問（校長）は、特別会計の使途について、年2回会計監査委員の監査を受け、評議委員会の審議を経て、総会の承認を受けなければならない。

**第9条**（会計年度） この規定に基づく会計年度は、PTA会則第22条を準用する。

### 附 則

この規定は平成11年5月15日から施行する。

第2条6項を、名称改正し、平成13年5月19日より施行する。

緑化整備費、施設充実費、体育館維持管理費を統合して施設充実維持管理費として名称改正し、平成14年5月24日より施行する。

第2条3項の生徒派遣費を年額9,600円に改正し、平成14年6月19日より施行する。

生徒派遣費に関する第5条3項の派遣総額の限度額を70%に改正し、平成15年5月17日より施行する。

第2条の図書費、施設充実維持管理費を統合して生徒活動費として名称改正、第5条3項の宿泊を伴う派遣総額の限度額を60%に改正し、平成18年5月22日より施行する。

第2条のバス維持管理費を2,000円に改正し、平成20年5月11日より施行する。

第6条2項の大型バス資格取得補助は削除する。

第2条のバス維持管理費は、平成21年度入学生から3,200円に改正し、増額分の1,200円はバス購入費とし、平成21年4月1日より施行する。

生徒活動費を図書費とし、年額を1,400円に改正する。生徒活動費の施設充実維持管理費は、一般会計の環境美化費に統合する。平成22年4月1日から適用する。

第5条に(4)(5)を追加する。この規定は平成22年5月15日から施行する。

第2条1項の進路指導費を年額11,400円に改正し、平成23年4月1日より施行する。

第2条2項の図書費を年額1,200円に改正し、平成23年4月1日より施行する。

第2条4項のバス維持管理費を、2,000円、第2条5項学校バス購入積立金を1,200円とし、平成23年4月1日より施行する。

第5条の生徒派遣費の(1)から(5)項を削除し、「生徒派遣に関する規程 生徒派遣支給準により支給する。」を追加する。

第3条2項「受講料」を「手当」、第8条「1」を「2」に改正し、平成26年4月10日より施行する。

第2条3項の生徒派遣費を年額8,000円に改正し、平成28年4月1日より施行する。

第2条3項の生徒派遣費を年額6,000円に改正し、平成29年4月1日より施行する。

第2条4項のバス維持管理費を年額3,000円に改正し、平成29年4月1日より施行する。

## 5 県立陽明高等学校PTA細目

**第1条** この細目は、会則第24条に基づき設定する。

**第2条** (予算) 本予算の執行にあたって予算原案の執行が困難になった場合は、以下に従って処理するものとする。

**第3条** 予算の補正を行う場合は、運営委員会で審議し、評議委員会の承認を受ける。

**第4条** (見舞金及び香典) 本会の会員が火災及び天災にあった場合は見舞金をおくる。見舞額については正副会長で審議する。

**第5条** 次の場合は香典をおくる。

(1) 本会の会員及び生徒が死亡した場合は、5,000円とする。

(2) 本会の役員(顧問及び正副会長)の一親等のものが死亡した場合は、3,000円とする。

**第6条** (褒賞) 本校の校長及び職員として1ヶ年以上勤務し、本校で退職した場合に記念品を贈る。

**第7条** 本会の役員として貢献したものは、沖縄県高等学校PTA連合会等の功労者として推薦することができる。

**第8条** (表彰) 本会の目的遂行に努力し、本会の発展に貢献したのに対して表彰することができる。

**第9条** 表彰の対象は次のとおりとする。

(1) PTA活動に顕著な貢献があり、本会の発展に寄与したもの。

(2) その他の表彰に値すると認められる業績あるいは行為のあった個人または団体。

**第10条** 表彰の決定と実施は次の通りとする。

(1) 被表彰者は運営委員会で推薦し、評議委員会で審議決定する。

(2) 表彰は総会で行い、表彰状もしくは感謝状と記念品を贈り、個人の功績を称える。但し、必要があるときは臨時に表彰することができる。

**第11条** (諸手当) 保護者が、運営委員会、評議委員会、各部会等に出席する場合、交通費として1,000円を支給する。

**第12条** 会長の命を受け会の代表として出席する諸会議、大会が開催される場合、交通費を支給する。

(開催地が) 本島中南部1,000円 本島北部 2,000円 離島・県外3,000円

**第13条** 宿泊を伴う県内外の諸会議及び大会に参加の場合は、日当を支給する。

(県内) 2,000円×日数 (県外) 3,000円×日数

**第14条** 会則第5条に規定する会長・副会長(P)・各専門部長・学年委員長・監査委員は、年間役員手当を支給する。但し、役員手当には通信費を含むものとする。

(1) 会長 30,000円 (2) 副会長(P)・総務部長 10,000円 (3) 監査委員 5,000円

(4) 各専門部長(総務部長以外)・各学年委員長 5,000円

### 附 則

この規定は平成11年5月15日より施行する。

この改正は、平成23年5月14日に施行し、平成23年4月1日から適用する

この改正は、平成24年5月12日に施行し、平成24年4月1日より適用する。

この改正は、平成27年5月9日に施行し、平成27年4月1日から適用する。